

京都市主催

無料

『再建築不可』って
聞いているけど
建て替えできるのかな？

『家じまい』ってどうすれば...

「お持ちのすまい」のこと。
く家じまい・活用・相続く
考えるなら今！

東山区役所で すまいの相談会

令和5年12月16日(土) 9時00分～13時00分

申込期間: 令和5年11月20日(月)～12月15日(金) 定員: 10組程度(1組45分程度)

【対象】

- ・「再建築不可」と言われている物件をお持ちの方
- ・住んでいない住宅をお持ちの方
- ・不動産を相続した方 相続の予定がある方
- ・住み替えを検討している方 等

<場 所> 東山区総合庁舎 1階 展示ホール

<相 談 員> (一社)京都府不動産コンサルティング協会
(独)住宅金融支援機構 近畿支店 職員

<申込み・問合せ>

京安心すまいセンター tel:075-744-1670

9時30分～17時00分 ※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

同時開催

「路地暮らしパネル展」 12月11日(月)～12月16日(土)

「すまい一般相談コーナー」 12月16日(土) 9時00分～13時00分

申込不要

場 所 東山区総合庁舎 1階 展示ホール

●空き家対策を強化する法律が6月14日から6ヶ月以内に施行されます！

●空き家・別荘などの非居住住宅への新税が令和8年以降からはじまります！

回
覧



ご相談内容の例

- ◆ 「家じまい」ってどう準備するの？
- ◆ うちの家、**路地で建替えできない**って聞いているけど、何かできない？
- ◆ 『**再建築不可**』の家は、どうすればいいの？
- ◆ 相続した実家の活用や管理に悩んでいるんだけど（荷物しか置いていない）
- ◆ 高齢になったので、住み替えも考えてみようかな。
- ◆ リフォームに使える住宅ローンが知りたい。
- ◆ 高齢の私が借りられる住宅ローンはあるの？
- ◆ その他、様々な「すまい」のこと、御相談ください。

申込方法

お電話、FAX又はホームページにてお申込みください。

- 申込期間：**令和5年11月20日(月)～12月15日(金)**
- 申込事項：申込者名、電話番号、住所、参加人数、相談概要

相談内容によっては、御利用いただけない場合があります（現在係争中の相談、トラブルの仲介、苦情処理など）。御了承願います。

お申込・お問合せ先

京(みやこ)安心すまいセンター

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館 京都 地下1階

Tel **075-744-1670**

Fax **075-744-1637**

(午前9時30分～午後5時00分)

※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

すまいに関する
お困りごとは
センターまで
御相談ください。

会場

東山区総合庁舎 1階 展示ホール

〒605-8511京都市東山区清水五丁目130番地の6

【アクセス】

京阪「清水五条」駅下車 徒歩10分

地下鉄東西線「東山」駅下車

→市バス202・206系統乗換

市バス80・202・206・207系統「清水道」下車 南へ徒歩すぐ

皆さまの御参加、お待ちしております。相談会のお申込みは下記の二次元コードからお願いします。



相談会申込フォーム

すまいに関する総合情報サイト
京(みやこ)すまいの情報ひろば
miyakoanshinsumai.com

京すまいの情報ひろば

検索

●本相談会以外でも、12月5日(火)午後に東山区役所において「不動産(空き家)活用相談窓口」を開催しますので御利用ください。詳細はこちら→



●すまいの相談について、地域に根差した安心できる事業者である安(あん)すまパートナーも御活用ください。詳細はこちら→



FAX 075-744-1637 (切らずにこのまま送ってください)

申込者名		電話番号	
住所		参加人数(2名まで)	
〒 -			
		名	
相談概要			

※御記入いただいた個人情報は、京安心すまいセンターからの連絡・事業等の御案内のみに使用し他の用途には使用いたしません。